

持ち物チェックリスト（教育・保育給付認定申請書(兼)太田市保育施設等利用申込書の提出）

必要書類の詳細は、「太田市 教育・保育施設 入園申し込み／利用の手引き」をご確認ください。

□ 1.全員が提出する書類

チェック欄	提出書類	注意点
☐	教育・保育給付認定申請書(兼)利用申込書	申込児童1人につき、1部をご提出ください。

□ 2.保育施設の利用(保育認定)を申し込む方が提出する書類

チェック欄	提出書類			注意点
☐	保育所等の入所に関する確認票			申込にあたっての重要確認事項が記載されていますので、よくご確認ください。
☐	児童の健康状況調査票(表面)、(裏面)			内定した保育園等に情報提供し、子どもの受け入れの準備をいたします。 正確にご記入ください。
☐	保育を必要とする事由を証明する書類			父母ともに必要です。 下記のうち、該当するいずれかの書類をご提出ください。
☐	父	母	保護者の事由	保育を必要とする事由を証明する書類
	☐	☐	就労(会社勤めなどの方)	就労証明書 (作成後3か月以内のもの・入園を希望する子どもが出生後に作成されたもの)
	☐	☐	就労(自営業などの方)	就労証明書、本人が事業(農業)を行っていることの確認が客観的にできること (作成後3か月以内のもの・入園を希望する子どもが出生後に作成されたもの)
	☐	☐	求職活動	求職要件に関する申立書(C)
	☐	☐	就学	在学証明書(H)、学生証の写し、講座の受講証の写しのいずれか + 週の時間割などわかるスケジュール表
	-	☐	妊娠・出産	出産予定の方 妊婦一般健康診査受診票の写し (母の氏名および出産予定日が記載されているもの)
			出産した方	母子手帳の出生届出済証明のページの写し
	☐	☐	疾病・障がい	医師などが記載した太田市様式の診断書(D) (保育不可能期間の記載があるもの)
			心身障がい	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの写し (氏名・等級がわかるように)
	☐	☐	介護・看護	申立書(F) + 被介護者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護 保険被保険者証(要介護認定)のいずれかの写し
			看護	申立書(F) + 医師などが記載した太田市様式の診断書(G)
	☐	☐	その他	その他の事由の方の必要書類は太田市役所こども課まで事前にお問合せください

□ 3.該当がある場合のみ提出する書類

チェック欄	保護者・世帯の状況	提出書類
☐	転園の申し込みをする	転園前の認可保育施設の退園届(退所届)
☐	保護者・申込児童が外国籍の方	該当者全員の在留カードの両面の写し
☐	申込児童に障がいがある、同居者に障がい児(者)がいる	該当者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの写し
☐	保護者以外が申込書を提出する	保護者が記入した委任状
☐	生活保護を受給している	生活保護受給者証の写し
☐	申し込みの前年または当年の1月1日に国内に住所が無い	1年間の収入申立書とその総収入額がわかる給与明細等の書類 ※国外収入分を含みます ※1月1日に住所が無く国内で住民税が課税されない方全員が必要です。
☐	小学校就学前の兄弟が障がい者施設等に在園している	多子軽減に伴う在園・在所証明書
☐	太田市への転入予定での申し込みをする	転入に関する誓約書

□ 4.マイナンバー確認書類

チェック欄	提出書類		注意点
☐	マイナンバー記入用紙 ※申込児童、保護者、同居世帯員のマイナンバーを 事前に記入	申請者の番号確認	次の書類のうち、保護者(申請者)の分について、いずれかを裏面に添付または提出時に提示 ①個人番号(マイナンバー)カード ②個人番号(マイナンバー)通知カード ③個人番号(マイナンバー)が記載された住民票
		申請者の本人確認	次の書類のうち、保護者(申請者)の分について、いずれかを裏面に添付または提出時に提示 ・顔写真付きの証明書:個人番号(マイナンバー)カード、運転免許証、各種障がい手帳、在留カードなど ※上記が無い場合、健康保険証、診療券やキャッシュカード、年金手帳、学生証などのいずれか2点

【施設コード表】(カナ順)

※施設名・施設コードはお間違いの無いようによく確認し記入してください

	施設名	コード
あ	あすなろこども園	125
	アプリコット保育園	093
い	飯田保育園	018
	生品保育園	035
	認定こども園 生品の風	160
	育実こども園	121
	いなり幼稚園	151
う	牛沢こども園	122
お	大島保育園	027
	太田愛育こども園	105
	太田いずみ幼稚園	154
	太田仁愛幼稚園	184
	太田杉の子保育園	010
	太田東保育園	103
	太田南保育園	004
	大原西保育園	041
	大原保育園	037
	大原南こども園	139
	おじま第一保育園	030
	おじま第三保育園	032
	おじま第二保育園	031
き	木崎あおぞら保育園	042
	きざきまち幼稚園	155
	Kids Island うちがしま	126
	休泊保育園	007
	金山幼稚園	157
く	樟の木保育園	038
	熊野保育園	013
こ	強戸こども園	108
	こばと保育園	016
	認定こども園 こまどり	111
し	しらかば保育園	020

	施設名	コード
	新明幼稚園	156
す	末広こども園	114
	スマイル幼稚園	150
た	第二ひかり幼稚園	174
	台之郷こども園	162
つ	つくしこども園	119
	鶴生田こども園	128
と	とりのはね保育園	913
	とりやまこども園	112
な	なかはらこども園	140
	なかよし幼稚園	152
に	にしのもりこども園	129
	菰川こども園	106
は	浜町こども園	101
ひ	東別所幼稚園	159
	ひかり幼稚園	171
ふ	ふじあく保育園	024
ほ	宝泉こども園	123
	宝泉北幼稚園	158
	認定こども園 ぽぷら	090
み	みその幼児園	091
	南幼稚園	185
め	めだか保育園	092
も	毛里田こども園	109
や	藪塚本町保育園	136
ゆ	由良こども園	115
	ゆりかご保育園	017
り	Little Village世良田の杜	133
わ	若葉幼稚園	153
	わたうちこども園	134
	認定こども園 わたっこ	161

教育・保育給付認定申請書(兼)太田市保育施設等利用申込書
(保育児童台帳)
(宛先) 太田市長
(宛先) 太田市福祉事務所長

施設コード					
区分				認定証No.	
新規	1次	2次	随	転園	
	管内	管外	園		

		申請日	令和		年		月		日					
申込児童	フリガナ							生年月日(西暦)				年齢(歳児) (入所年度の4.1時点)	性別	
	氏名									年		月		日

(申請保護者)	フリガナ							現住所	〒					
	氏名											-		
児童との続柄		連絡先	① ()				② ()				③ ()			
			- -				- -				- -			

連絡先は日中に連絡の取れる順に、(父の携帯) (母の携帯) (父方祖父の自宅) など、具体的に記入

【① 世帯の状況】

	児童との続柄	フリガナ	生年月日(西暦)				職業 勤務先名・学校名等	各年1月1日に太田市に住民登録が無い場合、市区町村名又は国名を記入		
		氏名						入園の前年	入園する年	
申込児童の 父母	父					年	月	日		
	母					年	月	日		
(世帯申込児童の同居家族)						年	月	日		
						年	月	日		
						年	月	日		
						年	月	日		
						年	月	日		
						年	月	日		
生活保護		☐ 適用なし・ ☐ 適用あり (年 月 日開始)				家庭の状況	☐ ひとり親世帯・ ☐ 障がい者のいる世帯・ ☐ 左記以外			

【②希望施設・期間など】

		施設コード	施設名				見学	見学日(予定日)	
利用を希望する施設コード・施設名	第1希望							☐ 済・ ☐ 未	年 月 日
	第2希望							☐ 済・ ☐ 未	年 月 日
	第3希望							☐ 済・ ☐ 未	年 月 日
教育・保育の利用期間	令和		年		月	1	日から	☐ 小学校就学前まで ☐ 年 月 末日まで	
保育の有無・保育時間区分	有	☐ 保育標準時間利用		保護者のいずれもが、月120時間以上の就労、就学又は介護・看護、疾病・障がい、妊娠・出産、その他の理由で保育が必要な方。(施設の開所時間から1日最大11時間まで)					
		☐ 保育短時間利用		保護者のいずれかが、月64時間以上120時間未満の就労、就学若しくは介護・看護、求職活動、育児休業等で保育が必要な方、又は保育標準時間利用ではなく保育短時間利用を希望する方。(施設の定める1日最大8時間まで)					
	無	☐ 教育標準時間利用		幼稚園・認定こども園の教育部分の利用を希望					
(保育のみ)標準時間への変更を希望する場合の理由									

※1か月の就労時間が120時間未満でも常態的に延長料金が発生するような就労形態で標準時間への変更を希望する場合に具体的に理由を記入。内容を精査して判断します。
(例) 「母の就労時間が120時間未満だが、就業開始時間がAM8:30で通勤時間に30分かかるため、標準時間を希望します。」

【③ 保護者の状況】

該当する項目に☑し、必要事項を記入してください。

障害者手帳の 取得状況	父	☐ 無 ☐ 有（ ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者福祉手帳） ※手帳の写しを必ず添付してください。	
	母	☐ 無 ☐ 有（ ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者福祉手帳） ※手帳の写しを必ず添付してください。	
妊娠(出産)予定		☐ 無 ☐ 有（予定日： 年 月 日）	
父または母が 別住所・不存在 の場合	別 住 所 ・ 不 存 在 者	父 ☐	☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ その他（ ）
		母 ☐	☐ 離婚 （離婚日： 年 月 日）
			☐ 単身赴任（住所地： ）
			☐ 離婚前提の別居（住所地： ） （裁判離婚の調停 ☐ 無 ☐ 予定 ☐ 有 ）

【④ 申込児童の状況】

該当する項目に☑し、必要事項を記入してください。

申込児童は、何人きょうだいの何番目のお子様ですか。		人きょうだいの		番目	
申込児童の 障害者手帳の取得状況	☐ 無 ☐ 有（ ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者福祉手帳 ） ※手帳の写しを必ず添付してください。				

【⑤ 保育の利用を必要とする理由】 *保育の希望が無（教育認定）の方は、記入は不要です。⑥申請・申込にあたっての同意署名欄を記入ください。

保育を必要とする理由で最もあてはまるものを、下記の保育要件番号から1つ選択し、父母それぞれ番号で記入してください。

父の保育要件番号			母の保育要件番号				
保育要件 番号	【１】就労 【２】求職活動（起業準備） 【３】就学 【４】妊娠・出産					復職予定日 （産休・育休取得の方）	年 月 日
	【５】疾病・障がい 【６】介護・看護 【７】その他（ ）					出産（予定）日 （妊娠・出産の方）	年 月 日
現在の保育状況 （選考に影響しません）		☐ 保護者が自宅・勤務先等で保育している ☐ 施設を利用中（施設名： ） ☐ その他（ ）					
入所（園）できない場合の 保育状況 （選考に影響しません）		☐ 保護者が自宅・勤務先等で保育する ☐ 育児休業を延長する（ 年 月 日まで延長予定 ） ☐ 施設へ預ける（施設名： ） ☐ その他（ ）					

【⑥ 申請・申込にあたっての同意署名欄】

・太田市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（申請書に記載のある児童の同一生計者の情報を含む。）及び世帯情報を閲覧すること。また、閲覧した市町村民税の情報に基づき決定した利用者負担額（保育料）について、入所決定した特定教育・保育施設等に対して通知すること。

・申請内容が事実と相違した場合は、教育・保育給付認定を取り消すこと。また、保育施設の利用申込の辞退、内定の取消し、退園となること。

・保育施設等への入所の場合については、記載内容のとおり申し込むとともに、利用する保育施設等に対し記載内容を提供すること。

以上のことに同意し、施設型給付費・地域型施設給付費等に係る教育・保育給付認定を申請、保育施設の利用を申し込みます。

申請者同意署名

保育所等の入所に関する確認票

申込児童の氏名

下記内容を確認し、確認ができた項目に対して確認欄にチェックをしてください。

区分	番号	確認項目	確認欄
利用申込みに ついて	1	保育所等の入所日は毎月1日付けです。	☐
	2	必要に応じて、世帯状況、就労状況及び世帯員の課税状況などの調査をすることがあります。また、申し込みの内容に虚偽があった場合は、入所内定及び決定を取り消します。	☐
	3	申し込み後、その内容に変更が生じた場合は、直ちに太田市役所こども課へ連絡してください。	☐
	4	申し込みに必要な書類は、申込締め切り日までに必ず提出してください。受付期間内に必要書類が揃わず、提出できない場合は、申し込みを受け付けることができません。	☐
	5	一度お預かりした書類は返却できません。また、コピー等をお渡しすることもできません。必要に応じて、ご自身で書類提出前にコピーをお取りください。	☐
	6	提出いただいた就労証明書や在園証明等の書類の内容について、勤務先や預け先施設に電話等で確認をさせていただくことがあります。なお、証明内容と事実が異なることが判明した場合は、入所決定及び内定を取り消す場合があります。	☐
	7	希望の保育所等は、原則見学や相談のうえ申込みを行っているものとみなします。入所の意思があり、入所できる施設のみご記入ください。(保育施設は選考によって決定しますので、必ず第1希望の施設を利用できるとは限りません。)	☐
	8	第1希望、第2希望までの記入となっている場合は、記入しているところまでで選考を終了いたします。入園ができなかった場合は、入所不承諾等通知書を発行いたします。	☐
	9	第3希望まで記入して入園ができなかったときは、選考時に空きのある保育施設を紹介いたします。この紹介施設を保護者が辞退した場合は、入所不承諾等通知書の発行はありません。空きがなく紹介することができなかったとき、入所不承諾等通知書を発行いたします。	☐
	10	申込児童の出生届提出後、住民登録されてから申し込みができます。なお、生後9週目以降(基本的に首が座って以後)の入所が目安ですが、受入可能な月齢は施設によって異なりますので、保護者が事前に施設と協議のうえ申し込みしてください。	☐
	11	利用者負担額(保育料)以外に、延長保育料や園服や教材費などの実費等を徴収している場合があります。必ず詳細を施設に確認し申し込みしてください。	☐
利用調整 について	12	入所の利用調整については、申込み内容での選考となります。(提出いただいた就労証明書等の証明内容は、入所時も継続しているものとして選考します。)そのため、入園月1日までに申込時点の状況から変更がある場合には、入所決定及び内定を取り消しする場合があります。	☐
	13	過去に利用者負担額(保育料)の滞納がある世帯は、利用選考において選考指数から減点となります。	☐
	14	入園の利用調整については、「保育所等利用調整基準表」に基づき優先度を決めます。優先度の高い児童から入園決定を行います。先着順ではありません。	☐
保育料 について	15	利用者負担額(保育料)は、申込児童の父母(保護者)の市町村民税額で決定します。ただし、祖父母等(非同居含む)が父母や児童を扶養にしている場合や父母の課税状況、収入によって同居の祖父母等の市町村民税額で利用者負担額(保育料)を決定する場合があります。	☐
	16	利用者負担額(保育料)の算定に必要な税資料の提出がないこと又は税に関する申告がなされていないため税額の確認ができない場合には、仮の算定により、太田市基準の最高額になります。原則、年度を遡っての再計算はできません。	☐
	17	保育施設入所中に1日も登園しない場合でも利用者負担額(保育料)は全額かかります。1ヶ月単位での利用者負担額(保育料)です。その月の1日に在籍している場合は、1か月分の利用者負担額(保育料)がかかります。	☐
	18	第3子以降子どもの利用者負担額(保育料)免除(減免)については、毎年申請が必要となります。入園決定時に通知する案内文に沿って手続きをしてください。	☐
	19	納期限までの入金を確認できない場合は、翌月に督促状が送付されます。定められた納期限に納付されない方に対しては延滞金が発生します。納付が難しい場合には、必ずこども課に相談してください。認定こども園の場合は、施設ごとに対応が異なりますので、直接施設にご相談ください。	☐

裏面あり

入 所 後 の 注 意	20	保育施設入所後、概ね2週間程度は集団生活への適応などを目的として基本の保育時間よりも短い保育時間(ならし保育)になりますので、長時間のお預かりができません。（※お子さまによって異なる場合があります。）	☐
	21	保育施設での保育時間については、保護者の就労実績等に応じ、必要な範囲での利用になります。利用する時間には、買い物等の保護者の私的な用事は含まれません。	☐
	22	保育施設入所後、認定状況に変更が生じる場合(退職した、職場が変わった、妊娠した、育休を取得する等)は、速やかに必要書類の提出手続きが必要です。また、家庭での保育が可能となった場合には、退所となります。	☐
	23	保育施設入所後、世帯の状況が変更になった場合(婚姻、離婚、祖父母と別居、税額の変更など)は、変更が生じる月の20日までに太田市子ども課まで変更申請をしてください。利用者負担額(保育料)が変更となる場合があります。なお、速やかに申請頂けない場合、不利益となることがあります。	☐
	24	2か月を超えて登園がなく家庭保育が可能な場合は、原則退園となります。特別な理由があつて欠席が続く場合は、必ず施設ならびに子ども課へご相談ください。なお、欠席期間中も在籍扱いとなるため利用者負担額(保育料)がかかります。	☐
	25	保育施設入所後、年1回保護者の保育の必要性の確認を「現況届」にて行います。期限までに保育の必要性が確認できない場合は、退園となります。	☐

以下、該当者のみ確認欄にチェックしてください。

《育児休業を取得中の方》

1	育児休業中の保育施設への入園は、原則、育児休業が終了する月の1日からとなります。ただし、育児休業終了日が当該月13日以前（就労開始日が14日以前）の場合は、育児休業が終了する月の前月の1日からの入所も可能です（入所後2週間程度のならし保育が必要なため）。	☐
2	育児休業取得中で入所月の翌月14日までに復職できなくなった場合や、育児休業を延長することになったり、復職予定だった就労先を復職せずに退職した場合は申請状況と異なりますので、入所決定または内定の取り消しや退園となります。	☐

《転園の申込みの方》

1	転園申込の場合、申込み受付期間終了後の「教育保育給付認定申請書(兼)利用申込書」の取り下げはできません。転園先が決定した場合は、申請時に提出いただく在園施設の退所(園)届が受理され元の施設へは戻れません。	☐
2	既に在園している施設で集団生活の適応がある場合でも、原則転園先で入所後2週間程度のならし保育が必要となります。	☐
3	育児休業取得中の転園は原則できません。育児休業中の保育認定は、お子様の環境の変化に留意して行われているため引き続き同一施設の利用となります。	☐

《太田市外の保育施設申込みの方(広域入所)》

1	広域入所では、保育施設のある市区町村によって申し込みの要件、締め切り日、必要書類が異なりますので、各市町村に確認の上、申し込んでください。	☐
2	広域入所では、「保育の利用を必要とする事由」が「求職活動（起業準備）」を理由とする申し込みはできません。	☐
3	保育施設のある市区町村に転入する予定がある場合は、その旨を太田市役所子ども課にご連絡ください。	☐
4	保育施設のある市区町村によっては利用期間について年度ごとの更新（申込書の再提出）が必要になる場合があります。	☐

上記確認票の記載内容をすべて了承し、保育所等へ利用申込みを行います。

令和 年 月 日

申請者同意署名

児 童 の 健 康 状 況 調 査 票

この調査票は、保育施設入園にあたって注意しなければならないことについて事前にお尋ねするものです。お子さまの母子手帳等を参考に、該当する項目にチェックをつけ、必要事項を記入してください。**記載いただいた健康状況等が実態と異なる場合は、入所内定の取り消しや退園となる場合があります。**保育施設でも健康状況等についてお聞きしますので、ご協力をお願いいたします。

申込児童の氏名	
---------	--

・該当する項目に☑し、必要事項を記入してください。

健診の受診状況	4ヶ月児健診	☐ 受けていない ☐ 受けた（指導：無 ・ 有(内容)）
	10ヶ月児健診	☐ 受けていない ☐ 受けた（指導：無 ・ 有(内容)）
	1歳6ヶ月児健診	☐ 受けていない ☐ 受けた（指導：無 ・ 有(内容)）
	3歳児健診	☐ 受けていない ☐ 受けた（指導：無 ・ 有(内容)）

・該当する項目に☑し、必要事項を記入してください。

障害者手帳等	申込児童は障害者手帳等を取得していますか？	☐ ない ☐ ある（手帳名： ）
月齢[0歳児のみ]	申込児童の入園時点の月齢は6か月未満ですか？	☐ いいえ ☐ はい（月齢： か月 ）→施設への受入相談が必要です
アレルギー	1 アレルギーはありますか？	☐ ない ☐ 検査していない ☐ ある（アレルギーの内容： ）
	2 アレルギーに関する医師の診断はありますか？	☐ ない ☐ ある（病院名： ）
	3 アレルギーのために制限している食品はありますか？	☐ ない ☐ まだ不明 ☐ ある（制限の内容： ）
	4 アレルギーによる定期的な服薬はありますか？	☐ ない ☐ ある 薬名（ ）・服用頻度 回/日（ ）
健康状態	1 アレルギー以外の病気で相談・通院している病院はありますか？	☐ ない ☐ ある 病名（ ） 病院名（ ） 相談・通院頻度（年 回・月 回・週 回・不定期）
	2 定期的な服薬はありますか？	☐ ない ☐ ある 薬名（ ）・服用頻度 回/日（ ）
	3 発達のことで相談・通院している病院はありますか？	☐ ない ☐ ある 病院名（ ） 相談・通院頻度（年 回・月 回・週 回・不定期）
	4 ひきつけやけいれんを起こしたことがありますか？	☐ ない ☐ ある（ 歳 ヶ月頃・発熱：あり・なし ）
	5 保育施設の入所(園)にあたり、健康や発達のことで心配なこと・気になることはありますか？	☐ ない ☐ ある ※下記に詳細に記入してください。 〔 〕
その他	1 宗教上、制限している食品はありますか？	☐ ない ☐ ある（ ☐ 牛肉 ☐ 豚肉 ☐ 鶏肉 ☐ その他（ ）） 制限の内容： （ ）
	2 保育施設の入所(園)にあたり、健康や発達のことで以外で心配なこと・気になることはありますか？	☐ ない ☐ ある ※下記に詳細に記入してください。 〔 〕

※上記で1か所でもあるに☑をつけた方は、施設への見学・相談が必須となります。相談状況を記載ください。

相談状況	第1希望施設相談日	令和 年 月 日	☐ 対応可 ☐ 経過観察により判断 ☐ 対応不可⇒申請できません。
	第2希望施設相談日	令和 年 月 日	☐ 対応可 ☐ 経過観察により判断 ☐ 対応不可⇒申請できません。
	第3希望施設相談日	令和 年 月 日	☐ 対応可 ☐ 経過観察により判断 ☐ 対応不可⇒申請できません。

☐ 相談が必要な事項に該当がありません。	← 上記で該当が一つも無い場合のみチェックしてください。
---	------------------------------

教育・保育給付認定申請書(兼)太田市保育施設等利用申込書に補記する事項

申請・申し込みにあたり該当する箇所に記入してください。該当が無い場合には「該当しない」にチェックしてください。

申込児童の氏名	
---------	--

① ☐ 該当しない 【現住所が太田市外で、太田市に転入予定の方】

該当する場合には以下を記入

転入予定住所	太田市	転入予定日	年 月 日
--------	-----	-------	-------

※住所が現時点で不定の場合はわかる範囲で記入してください

結果通知の送付先	☐ 転入前の現住所 ☐ 転入後の住所 ☐ その他（ ）
----------	--

② ☐ 該当しない 【保育を希望し、かつきょうだい同時に申し込む方】

該当する場合には以下、「きょうだい同時申し込みの希望施設の組み合わせ」を記入

設問（１）（希望に当てはまる選択肢にチェックしてください）	
☐ A きょうだいで同時期に同じ保育施設への入所を希望	→ ☐ C 同じ施設への入所ができなければ、全員の施設入所を取りやめる ☐ D きょうだいで別の施設になったとしても、入所を優先する（設問2も回答）
☐ B きょうだいで同時期に入所できれば、別々の施設でも構わない（設問2も回答）	
設問（２）（設問1で「設問2も回答」と記載がある方のみ）	設問１・２に当てはまらない場合、↓に具体的に記入
☐ A きょうだいのうち１人だけの入所になっても、入所を希望	
☐ B きょうだいのうち１人でも、いずれの施設にも入所できない場合は、全員の入所を取りやめる	

③ ☐ 該当しない 【広域入所申し込み（太田市内の方が市外の保育施設を申し込む場合）の方】

該当する場合には以下を記入

希望保育施設所在地	都・道・府・県 市・区・町・村	申込締切日	年 月 日 締切 (継続利用の方は記入不要)
保育実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
入所を希望する理由	☐ 保護者（父・母）の勤務先が保育施設のある市区町村にあるため ☐ 保護者（父・母）の実家が保育施設のある市区町村にあるため → 入所した場合の送迎者 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父母 ☐ 里帰り出産の予定があり、産前産後の期間入所を希望するため ☐ 保育施設のある市区町村に転出予定のため（ 転出予定日 年 月 日 ） ※所定の期日までに住民登録を異動し、転出先市区町村の保育担当課で手続きを行ってください ※転出先住所の確認書類が不足する場合、受付不可となる場合がありますのでご注意ください ☐ 太田市に転入する前からその保育施設を利用しており、転出後も継続して利用したいため ☐ その他（ ）		

※市内と市外の同時申し込みはできません。利用条件は市区町村により異なるため、必ず各市区町村に確認後申し込んでください。